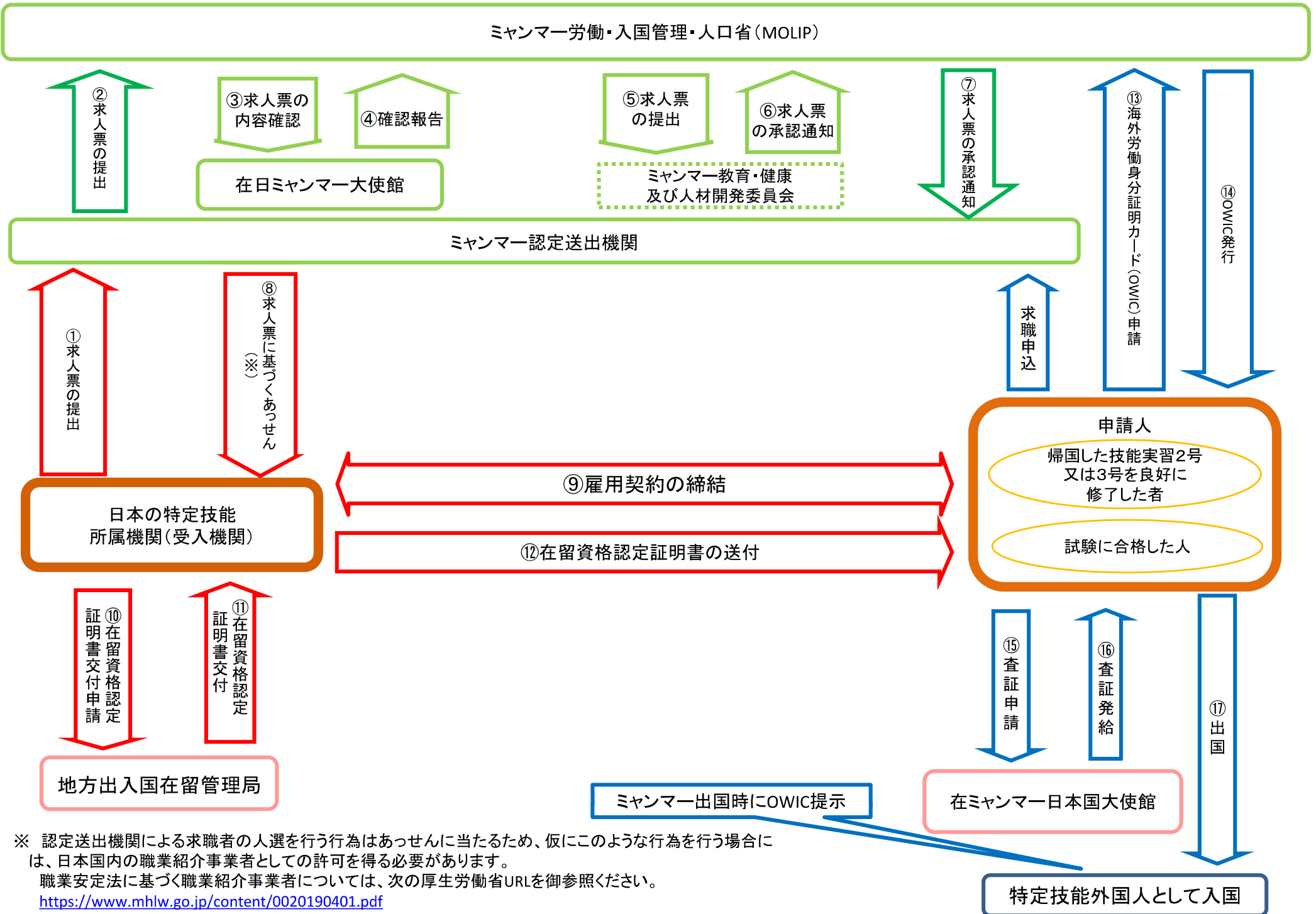


ミャンマー特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ミャンマーから新たに受け入れる場合

ミャンマー労働・入国管理・人口省 (MOLIP)



※ 認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあつせんに当たるため、仮にこのような行為を行う場合には、日本国内の職業紹介事業者としての許可を得る必要があります。

職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>